

第8回行政改革推進委員会 会議要約

- 日 時 平成21年9月3日(木) 午後1時30分～午後4時07分
- 会 場 市役所5階 第4会議室
- 出席者 行政改革推進委員 9名(欠席1名)
企画部長、政策推進課長、同課員2名

(午後1:30 開会)

1. 開会

事務局

本日お配りしました【人口シミュレーション】について、内容を簡単にご説明いたします。

1ページ目、コーホート変化率法による推計人口ということで、平成17年～42年までの村上市の推計人口が載っています。コーホート変化率法とは、下にも書いてありますが、国勢調査の人口を基に、生存率や移動率、出生率などから計算したものです。総合計画についても同じ方法でシミュレーションをしておりますので、整合性を持たせるために、この方法を採用しました。

下に「グラフ1 村上市総人口推計」として、上の人口推計を折れ線グラフで表示しました。次の「グラフ2 村上市年齢3区分別人口構成推計」については、65歳以上、15歳～64歳、14歳以下、それぞれの割合をグラフにしたものです。

2ページでは、「グラフ3 村上市人口ピラミッド推計」としまして、これも先ほどの人口推計を基に、平成17年の国勢調査の人口と、今から約10年後の平成32年の人口推計を比較したものです。

3ページにつきましては、「地区別総人口推計」ということで村上地区～山北地区までの各地区の人口推計を載せております。一番下にありますように、この各地区の推計人口を合計しましても、村上市全体の推計人口とは一致しません。

4ページ以降については、この地区別の推計人口をグラフにしたものです。4ページの「グラフ1-2 地区別総人口推計」については、地区別推計人口を折れ線グラフにしたものです。この中で、特に上から2本目と3本目、朝日地区と荒川地区の人口推計ですが、ご覧のように平成17年では朝日地区の人口のほうが多いのですが、最終的には荒川地区の人口のほうが多くなっております。これは、地区別に計算をしていますので、若い方の人数や高齢化率等によって、逆転をするようなシミュレーションになっております。

続きまして、5ページは「グラフ2-2 地区別年齢3区分別人口構成推計」ということで、先ほどもありました老年人口～年少人口までのいわゆる高齢化率を地区別に示したものであります。これにつきましては、特に山北地区につきまして、今から約10年後の平成32年には、およそ半分、50.1%の方が65歳以上になるというシミュレーションになっております。

6ページ以降につきましては、「グラフ3-2 地区別人口ピラミッド推計」ということで、地区別の推計人口ピラミッドを載せてあります。村上地区だけ、他の地区の約3倍の人口がいますので、1目盛り300人で、他の4地区は1目盛り100人単位で載せてあります。

簡単ですが、以上であります。

2. 会長あいさつ

会長

ごめんください。

第8回行政改革推進委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございました。また、事務局には

前回お願いしておりました資料を準備いただきありがとうございました。

第6回の委員会で諮問をいただき、今日から3回に渡って審議を進めていただくわけですが、審議を進めるときの1つ目の柱は、示された考え方、やり方でいいのでしょうか。

2つ目はスケジュール、数値目標、コスト面の効果まで示していただきましたけども、それが本当に適切なのでしょうか。

3つ目は、この行革大綱実施計画が本当に、確実に市民の期待に応えるものになっているのでしょうか。市民からすれば、何をどのように改革するのか、そして合併をしたこの市をどのように変えていこうとしているのか、市民の皆さんがこの行革大綱実施計画を見たときに分かる、先が見えるものになっているのでしょうか、そして安心して、住んで良かったと思えるまちに行けるかどうか。

最後に4つ目として、これは一番大事なことになるのかもしれませんが、実際に行革大綱実施計画を進めていく職員一人ひとりが、今自分が何をどう改革しようとしているかを約束できるかどうか。

私は常々、学校に勤めていた時から、目標ということ、仕事ということは約束だと考えていました。仕事は約束なんだと、今自分は何をどうしようとしているのかを約束するのが仕事だと、職場はその約束を実際に果たす場なんだということで、職員の皆さんが、この行革大綱実施計画について、本気になって、今自分は何をどうしようとしているのかを市民に向かって約束できなければ、結局、課長が変わればどうせ方針も変わるんだから、そんなに神経質にならなくてもいいんだ。というような甘い気持ちがかどかにあったとすれば、私たちが一生懸命に審議をしても、それは絵に描いた餅になるのではないか、そうならないように、今申し上げましたような4つの柱を十分大事にしながら、皆さんの忌憚のないご意見をいただいて、提言できるものがあつたら、10月29日には市長に向けて提言をしていきたいと考えますので、忌憚のないご審議をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 行政改革大綱実施計画案審議

施設改革関係

行政サービス改革関係

(2) その他

会長

では、これから議事に入らせていただきます。

前回お願いいたしましたように、今日は施設改革についてと、行政サービス改革についてということで、大きな5つの柱のうちの2つ、次回14日は組織・職員改革についてと、財政改革について、そして10月8日には協働のまちづくりについて、そして10月29日には答申についてということで審議をさせていただきたいと思います。

順序でございますけども、最初に施設改革について説明をいただきましたので、こちらから入らせていただきたいと思います。これについては第6回の委員会で大変丁寧な説明をいただきましたが、質問の時間が若干少なかったように思いますが、審議に入る前に質問をしておきたい方はありますでしょうか。

質問がないようでしたら審議に入らせていただきたいと思います。審議に入ってから、その過程で質問がありましたら、その際に事務局をお願いするというかたちで進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

行革大綱実施計画24ページからの施設改革については、3つの改革項目が示され、それに伴う実施項目としては、7つの項目が示されましたが、1つ目の改革項目は「1 施設利用活性化改革」ということで、2つの実施項目が示されましたが、この2つの実施項目についてご意見をお持ちの委員はおら

れますか。

この2つの実施項目については、特にご意見はございませんでしょうか。

委員

はい。

会長

ありがとうございました。

それでは、26ページに入らせていただきますが、改革項目の2つ目、「2 施設管理改革」ということで、その実施項目として「1 指定管理者制度の活用」と、「2 公園施設の一体的管理の推進」というふうになっております。

まず、「1 指定管理者制度の活用」について、ご意見をお持ちの方はおられますか。

委員

この施設改革の説明があった委員会に、私欠席だったもので、重複する話になるかもしれませんが、指定管理者については、これからどんどん利用する施設が増えていくことになると思いますが、実際にいくつか事例を見てみますと、行政にできないことは民間でやるというスタンスで指定管理に出すのですが、内容について厳しい場合もある。そして、当然指定管理を入札、公募で決めていくということになると、その施設を管理することが現状でできない場合もある。もちろんチェックをするなり、報告書を取るなどしているのですが、その辺、これからどんどん老朽化していく施設、またこれから色んなことを複合していく施設の場合に、どんどんお金が掛かってくるわけです。そして、利用制限を掛けると、なかなか民間が動けないということがありますので、そういったことは十分留意して指定管理に出すのでしょうか。

例えばですね、民間がして、とても良いスペースがあったから喫茶店をしたいと、物販をしたいと、ただ、指定管理ではそれは駄目ですと、売上は全部市に入りますよという方式をとっているところも、今、あるんですね。

そうとなかなか民間としては副収入で運営をしていこうということもできない場合がございますので、当然そういう制限というものもある程度撤廃をしていかないと、指定管理はうまく回らないと思っているんですが、なにかしら村上市の基準とかはあるのでしょうか。

会長

以前の委員会でも若干これに類似した質問があったかと思いますが、事務局お願いします。

事務局

ここで挙げています施設の管理の中に、「1 指定管理者制度の活用」ということで一括りにしていますが、今、ご意見あったように、料金をいただいて、その料金を運営費の一部としてやっている施設もございます。また、経費がほとんど掛からない施設もあり、ここでは一括りで指定管理者制度としておりますけれども、指定管理につきましては、平成15年の法改正で、例えば社会福祉協議会とかの公共の団体に委託をすることができるという制度が、今のようなかたちに改正になったもので、個人以外の、団体であれば法人でも、任意の団体でも、誰でも受けられるという制度になりました。その活用について、十分に地域の皆さんのお力、あるいは団体のお力を借りて活用していく、管理運営をしていきたいということです。

検討していく中では、大きくは3つあると思います。1つは今まで委託料を払って、例えば1千万円

掛かっていたというところを、指定管理に出したら0円になるということは普通はありません。ですので、もちろん努力はしていただきますが、ほぼ同じくらいの委託料を払うようなかたちで、指定管理者制度に移行するもの。

または、特に観光施設などの、入場していただける人の料金収入を管理運営する団体の収入として受けていただくもので、お客様がいっぱい来れば来るほど管理する団体の収入になるというもの。

それから、先ほど言ったような、どんなに努力しても料金収入だけでは賄いきれないという施設もありますので、その分は市のほうで、例えば年間500万円くらいは市のほうで支払って、残りは料金収入のほうで頑張ってくださいという両方でやっていくものの、大きくはこの3つになりますが、この計画の中では、多くの施設がありますが、集落固有の、集落内にある公園、行政が設置した農村公園などが多いのですが、これはほとんどその集落の方たちが使うものですので、その集落の方たちが管理運営するという、今までとほとんど変わらないけど指定管理にするというものが大多数を占めております。

ただ、行革大綱実施計画にも例示でありますように、朝日地区にあるみどりの里、あるいは火葬場など、地域の皆さんのお力を借りて、地域の活性化のために、いつまでも市の直営ではなくて、地域の人たちにやっていただくということに良さがあるという施設は、そういう条件で指定管理に出したいということで、東京とか新潟の業者がやるというのではなくて、地元の方が主になってやれるような条件を付す、ということも当然有りだということで、色々なことを工面したつもりです。

それからもう一点ありましたが、施設がそれぞれ老朽化していきますけども、あくまでも所有者は市でありますので、例えば20万円以上や30万円以上といった、一定額以上修繕費が掛かる場合については、指定管理とは別に市が修繕します。改築します。ということは大前提であります。そういう仕組みの中での指定管理であります。

委員

重複した質問ですみませんでした。ありがとうございました。

会長

この指定管理者制度の活用について、他にご意見をお持ちの委員はおられますか。

委員

指定管理者制度については、既に始まっていますが、今後、指定管理とする施設が、説明のあった3パターンを中心に増えてくることになる場合、その指定管理者制度を選択する、もしくは指定管理者制度に移行して、その管理者から決算なりを報告してもらって、確か、今の現状の市だと、窓口が1つではなくて、それぞれの担当者が見ていると思われるんですが、そうした場合の判断基準というものが、担当者によって曖昧になるんじゃないかと思われます。

これだけシビアに見ていこうとしたときに、当然民間の方もシビアに見積もっていったの話ということになりますので、できれば、本来であれば指定管理者を選定する上では、窓口は1つのほうがいいような気がするんですが、その辺の考え方を、今現在、事務局側でどういうふうに考えているのか、お聞かせください。

事務局

言われるとおりであります。

旧市町村単位であれば、いくら多くても何十くらいの施設の指定管理でありますので、1ヶ所で可能でありました。今度は何百という施設でありますし、公募を行わない限定指定でも選定委員会に掛けるというのが市の大方針でありますので、それは1部署では耐えられないということで、各部で処理をす

るということでスタートしました。ですけれども、今のご質問にありますように、トータルで見ていく必要があるということで、ここにいる行政改革係の担当者が、指定管理全体の窓口になっておりまして、こちらのほうから発信しております。市長に決裁が上がる時も、必ず行政改革係を経由して、その内容に不足等があったときには、決裁が上がる前に、担当者へ戻したりもしておりますし、今後もそういうかたちはいずれかの部署でとらなければいけない。

まだまだ、平成15年から始まった制度ですが、移行期間があったもので、どの市町村もだいたい平成18年頃からスタートしてまして、3年間を期間として指定管理に出しているところが多かったもので、やっと1回目の指定期間が終わって、2週目に入ったばかりでして、まだ、今まではどうだった、これはどうだったという時期でありますので、これが落ち着くまでは、村上市としても基点の部署というものは必要だと考えております。

会長

合併してから、1年以上経ったわけですが、選定委員会などで、こういうことが問題になったという事例はあるものですか。

事務局

旧村上市のときから、〇〇委員には選定委員をお願いしておりました。そういう意味では、私ども事務局からよりも、〇〇委員から、こういうことがありましたということをお話いただければと思います。

会長

〇〇委員いかがですか。

委員

現在、村上火葬場の指定管理が一巡するということで、当初、指定管理を受けた団体が、独自の収入が図れるので、今まで市が負担していた金額より大幅に削減した予算でできますので、管理料は少なくていいですよというのがあったんですが、結果、なかなかその独自の収入が上がらないので、今回指定管理の期間が切れるので、次は市の管理料を少し増やしてくださいという数字で出てきているとか、なかなか思うようにいかないというのがあります。

会長

その決算なり収支の状況で、とても足りないときには、市の管理料を上げてくださいと言われたら上げるものなのですか。

委員

今、上げるということではなくて、次の、何年間か指定期間がありますので、その期間が切れて、また新たに指定管理を受けたいので、こういう予算を組んで、これなら自分たちでできますので、指定していただければこの予算の中でやります。ということで、今、見積もりの格好で出てきているのですが・・・。

会長

その中には、自分たちはこんなに上げてもらわなくてもいいよ、というものもあるわけですか。

委員

金額を見ると、ちょっと違う部分もあります。ただ、うんと安いので本当にできるのかとか、事業者の負担でやるということなので、安ければいいとは思いますが・・・。

会長

そのときに、コスト面では確かに助かるのでしょうか、本来の趣旨というか市民からすれば、サービスが悪くなるということが非常に問題になるんだと思うのですが。

事務局

指定管理の面倒なところと、全国的にスタートしたんだけど、あまり評判が良くないというのは、指定管理者制度が目指すものとして、大きな1つは、今、言われたような行政側の経費節減であります。根本的に、市が必要だから設置した施設がより以上サービスが充実しなければ意味がないわけですので、そのことを抜きにして経費的なところだけで選定するということに、無理が出てくるということはあると思います。その辺は十分整理をしていかなければなりませんし、例えば利用者に料金をいただく施設についても、あくまでも条例の範囲内で、指定管理を受ける団体もそれに縛られるわけですので、それを活用しやすいような条例に改正をして、民間のお力をいただくということも逆に出てくる場合もあります。500円と条例がなっていると、でも自分たちは300円でやって、その代わり人数をいっぱい来てもらって、その分でこなします。という提案が可能であれば、行政側としてもその条例を直しておかなければならないということも、当然ここには入ってこなければならぬと思います。

会長

実際に選定するときに、手を挙げた団体が、本当にその道に精通しているかどうか、こんなに安い提案だけど、本当にその団体で大丈夫なのかというようなことは、実際にはないものですか。

事務局

この指定管理者制度の大原則は公募です。公募をしなければならないというのが大原則ですけども、今会長からもご意見あったように、本当に大丈夫なのかというところがありますので、今まで委託等をお願いしていたところにやってもらうというのが圧倒的に多くて、計画にも謳ってあるように限定指定をして、例えばデイサービスセンターであれば社会福祉協議会。今までその地域に根差した活動をしていたところが受け持ったので、指定管理者制度ができたから、これからは新潟の業者だとかこの業者でもいいということは一挙にはやれない、地域の団体をお願いしたということで、選定委員会にも、こういう理由で、この団体にやってもらいたいんだという提案をするというのが、今のところは大方です。

委員

前回の委員会でもご意見ありましたように、指定管理を受ける側にとっても、なんらかのメリットと言いますか、当然民間がやるということは、業として成立しなければ受けられないわけですので、先ほども事務局からあったように、経済的な視点というか、経済的な分岐点だけで、これだけ儲かったから、これはカットしてと一概に言われると、その後が続かないんじゃないかという気がします。

結局、ものを始めるときには先行投資があって、3年間なら3年間でペイするようにとか色々考えるじゃないですか、それを最後の年の収支だけ見て、じゃあ翌年は減らしてもいいんじゃないかとやられると、段々と受ける人がいなくなるし、サービスが低下してきて、目的を達成できなくなる。だから、ある意味で総体的に見た判断というものが、どこかで必要だと思うので、非常に難しい問題なのでは

うけども、その団体自体が、指定管理を受けているんだけど、指定管理以外にも色んな補助事業を受けてたりとか、色んな絡みがあって、切り離していくのが難しい団体も中にはあると思うんですね、それにしても、指定管理者制度自体を導入した時点で、収支もそうですし、利用者の声もそうですし、色んなかたちで総合的に判断して、次のときには、じゃあどうしようという判断を、やはり1つのところできちんと、線引きという言い方は当たってないかもしれませんが、ある程度客観的に、それぞれの施設全体を見て、じゃあこの施設は良いとか、この施設は見直しが必要だとか、という判断をするところが必要なんじゃないかと思います。

会長

その判断を、今は選定委員会でやっていますよということですね。

事務局

個別の判断をするときは、例えば公募をしなくても、選定委員会の皆さんにお願いをして方向性を確認していただいています。なお、この基になる施設見直し計画案がありますが、当然、ここで決めたんだから、あとずっとこの方針で決まりということは、我々としても通用しないと思っておりますので、計画が動いていく中で、修正を掛けるべきものについては、当然掛けていかなければならないし、新たに、例えば今、村上地区では総合型スポーツクラブが指定管理を受けて体育館等を管理しています。これを神林地区では、希楽々がそういう受け手となってくれということで、今その準備を進めております。また、朝日地区でも総合型スポーツクラブというものができようとしておりますので、それが成熟したら、やはり同じように地域のそういうところを担っていただきたいということで、それは体育館の何百円という使用料で賄えるわけがないので、それを担当するスタッフの人件費等については、当然経費として見て、これでいかがでしょうかというやり方でお願いしていく、というようなことなど色々ございます。ですので、この施設見直し計画案についても、大きな部分では総合計画についても4年経ったら後期計画を作成しますし、こちらの計画も見直しを掛けていくことになると思います。

会長

体育施設のようなものは、まったく行政が手を引いて、民間委託にするとということでなく、行政の人間もそこにいて、指定管理もするというかたちですか。

事務局

基本的に、村上地区には職員はおりません。「総合型スポーツクラブ ウェルネスむらかみ」の事務局が一切を賄って、まあ何かあれば行政が施設の所有者ですので、連絡をしますけども、基本的にはお願いをしています。

会長

山北地区にも、神林地区にも体育施設はあると思いますが、そこにも職員はいないのですか。

事務局

いえ、村上地区だけです。それぞれのエリアにある施設について、総合型スポーツクラブが、我々がやりますというかたちでそれぞれの地区に育ってくれば、そこをお願いしよう。

ただ、施設の管理だけでなく、体育施設については、そもそも行政が健康づくりのために色々仕掛けをするという事業がありますが、その事業も指定管理料とは別に、こういう事業も委託してやりますのでということで、プラスの資金として、その施設を管理したり事業をやる部分を市からもらってとい

う仕組みを作って、運営が可能なように仕組んでいくことは当然だと思います。

会長

荒川地区の体育館は、数年前にすべて指定管理に出して、職員を引き上げたんですよ。

だけでも、利用者からも苦情が多くて、やんやの電話をもらって、結局駄目で、今、2人の職員を置いているわけですけども、ああなっていくというのは、金さえ安ければいいというふうに、なんでもかんでも指定管理にやると、本来市民が受けるべき当然のサービスも受けられない、時間がくると電気をバチッと消されたりだとか、ひどいことになったんですよ。

事務局

それは今の制度になる前の委託のときに、委託を受けたところがそういった対応だったのかもしれないね。

会長

そうなんですよ。それで極端に言うと、その委託の人の名前まで出されて、Aさんは駄目だとか、Bさんはいいとか、そんなことまで言われてましたので、実際そんなことがあるので、やっぱり指定管理というのは、選定するときに、やっぱり公平に、そして透明に、公正になるようにして、市民の方からやって良かったと言われるようにしてもらいたいというのが、委員の皆さんの願いだと思うのですが、その他にご意見をお持ちの委員はおられますか。

委員

今の指定管理の話を聞いて、私も他市町村から、指定管理で民間に移したことによって、大きな間違いが出てきたという話を聞いております。端的に言うと、コスト削減の視点しか見てこなかったということが大きな間違いだったんですね。

1つは、行政からすると、NPOに渡すことによって、行政の仕事が楽になった。NPOからすれば、行政からある程度のお金が入るので、活動資金が手に入ると、いわゆる2者の損得だけで物事を進めてきたということに大きな間違いがあったということが、結構出ております。

やはり基本的には継続、持続していくような指定管理をしていくためには、あくまでもベースは、先ほども事務局が言われたとおり、市民のサービスであって、市民を主体としたまちづくりの基本的なことをきちんと見据えて、指定管理を捉えていかなければ、ただただ2者の損得だけで進めていくというのは、大きな間違いだと私も思います。

会長

そんなようなことが、今委員から出された意見だということで、よろしいでしょうか。

次に、「2 公園施設の一体的管理の推進」について、ご意見をお持ちの委員はおられますか。

事務局

補足しますと、この項目に上げたのは、同じような施設でも、各支所とか本庁によって担当している部署がバラバラだったりしているものがいまだにあるので、それは整理していかなければいけないということが、ここでは大きな部分です。

会長

これは、一体的管理ということだから、この支所ではここで管理して、あの支所ではあっちで管理す

るということは一切無くして、同じ方法でやるということですね。

事務局

場合によりますけど、例えば建設所管で、ある施設を造った、簡単に言えば公園を造った。また、農林水産所管で、農村公園を造った。それぞれの所管で基本的には管理をするのですが、通常の管理であれば、公園を所管する部署 1 ヶ所で、そういったところを見回するような方法も考えられるのではないかと、それで実を上げるところもあるはずだと。

旧村上市では、そういうふうにしてきた事例もあります。色んな課で造った公園を、公園管理ということで一元管理をしてきたんですが、この方法もそれなりの矛盾が出てきていたので、それらを十分に検討して、これだけ広範なところを 1 ヶ所で全部見るということは無理ですから、どの方法が良いか十分検討して、実態に合うかたちを目指そうという提案です。

委員

確認したいんですけど、この実施項目では「公園施設の」ということですので、これからお聞きすることは意味合いが違うかもしれませんが、前回の施設改革の説明のときに、委託料があるものについては、アウトソーシングを選択したんだというような説明があったかと思います。公園だけでなく、例えば水道施設といったものについても、アウトソーシングという方針をしているところとかが、結構施設見直し計画案の中に出てきていて、基本的な考え方を確認したいんですけども、アウトソーシングをするということで、例えば施設周辺の草を刈るということが水道の水源地だとか、下水道の終末処理場だとか結構あるのですが、1 つの視点として、草を刈るという考え方で全体的に、例えば山北地区は A 業者、村上地区は B 業者というふうにやるという考え方が前提なんではないでしょうか。

事務局

ここでの「アウトソーシング」の使い方は、予算的に、13 節の委託料というところがあるんですが、それをお願いするものについては、そのように、草刈りについてもアウトソーシングという言葉を使っております。

事務局

表記とすれば、外に出して委託料を払うものについては、アウトソーシングという名称で統一しようということです。中には、ある程度まとめて、草刈りを 1 つの業者に頼めば安くなるということも出てくるかもしれませんが、先ほども言ったように、部署がまちまちになっておりますので、それらを整理して 1 ヶ所にそういう業務をまとめるという見直しもやっていこうと。場合によってはアウトソーシングの拡充ですので、そういう部分を増やしていくということも出てくると思います。

ご指摘いただいているのは、こんなものもあります。市の施設の草刈りを、市の職員が草刈り機を持って半日いけば、委託料は発生しないんだけど、課長が半日そんなところに行って草を刈るということが、本当に課長の仕事なんだかということを、議会でも言われました。それはそのとおりだと思います。そういうことを、予算が付かないがために苦肉の策でしていることもあるのかもしれませんが、そういうことも見ていく必要があるということで、課長は課長なりの仕事が別にあるはずだということでの整理はしていきたい。先ほど言ったように A 課にそういう業務で週 1 回行く必要があると、別の課では別の方法でやっているということは整理していく必要があると思います。

会長

今のお話は新採用の職員がやっていけば問題にならなかったんですか。

事務局

そういうわけではないのですが、自分の所管の施設に草がボーボーと生えてきても、なかなか予算的に草刈りをするような予算付けがないというところは、いずれかの方法で草を刈らなければならないわけですので、職員が日にちを決めて自分たちの所管の施設の草刈りをするということは現にあります。

会長

私は、個人的に考えるのは、旧荒川町は清掃も職員でやりました。委託業者を止めて職員がやっていた、それで町民は、そこまでやっているんだなあということで、非常に好意的に見ていました。

けども、合併したらみんな止めたので、職員も嫌がってたのか、上から止めると言われたのか・・・。

事務局

難しい問題ですが、例えば村上地区の観光のところにも、海のこととか、工業団地で業者が持っている以外の周りの幹線道路のことなどは、所管しているところが当然管理しなければいけないのですが、そういうところにはなかなか予算が付かないので、なにもなければ職員が行って、草刈りをしたりするんですけど、人手がないので、課長以下全員で行ったりしていて、あれが本来の仕事なのかという部分と、良くやっているねという部分とがあると思うので。

会長

やっぱりかたちとして見せないと、職員がかたちとして行動で見せないと、市民なんて理解しないです。理屈ばかり言ったら、かたちで見せるということもしていかないと、本当に職員は変わったんだという姿を見せないと、市民は本当の意味で納得しない面もあると思うので、なんでもかんでもそれは職員の仕事でないと、役所の職員はパソコンいじっていればいいのさ、ということではないと思うので、なんでもかんでもコスト削減のために、アウトソーシングだ、委託だとするのは、本当にいいことだとは思えない・・・。

委員

できることと、できないことがあると思います。本来やらなければならない仕事を放っておいて草を刈るなんてことは、業者委託でいいと思います。ただ、建物内を掃除するとか、例えば月に1回専門業者がクリーニングに入るけど、それ以外は別にいいと思うんですよ。小学校だって、掃除の時間があるわけですので、そういうところは分けて、やっぱり私は清掃業者は普段いないほうがいいと思います。汚くなったら、自分たちで掃除すればいいわけですから、ただ月1回は専門業者が入って綺麗にしますよと、そういうことである程度の線引きを、誰が整理するかは難しいと思いますが、例えば庁舎周りの草刈りは月に1回全職員でやりましょうということでもいいし、足りなかったら業者もやりますというようなことでいいのかと。そういうことをチェックするところを、恐らく市民だと思うんですが、そういうものを議題に上げていって、ちゃんとチェックできるような機構を作ることも・・・。

会長

ありがとうございました。

それでは、委員からご質問ありました件について、事務局からご説明ありましたが、よろしいでしょうか。

委員

はい。分かりました。

会長

それでは、この「2 公園施設の一体的管理の推進」につきまして、この考え方で了承するという
ことで、次に進めさせていただいてよろしいですか。

委員

はい。

会長

よろしくお願いします。

次に、「3 施設統廃合等改革」として3つ示されております。

初めに、28ページの「1 保育園の統廃合と公設民営化の導入」について、ご意見をいただきたい
と思います。

事務局に確認ですが、この保育園が指定管理者制度になりますということは、現在の保護者には、も
う既にかなりの説明をされて了解をとっているわけですか。

事務局

いえ、保育園を指定管理に出したいというのは、基本的にはこれからです。それで、これから平成2
4年までの3年間のうちに、ご理解をいただいて、そういうものを是非可能にしていきたいんだとい
うものであります。

逆に、ここに上げている荒川地区では、隣の胎内市のほうで既に指定管理を導入しているよう
です。早朝保育ですとか、色々な保育ニーズに応えられるような体制をお願いしたいというのは、逆
に上がってきているというふうに聞いております。

ただ、先ほどの指定管理でお話あったように、安ければなんでもいいというような論について、最
も神経を使わなければいけない施設のうちの1つだと思います。

会長

これは草刈りを頼むということとは、ちょっとレベルが違うことですね。

事務局

相当、ご理解をいただいたり、我々の想いが地域の皆さん、市民の皆さん、とりわけ保護者の皆さん
には伝わるかたちで説明をし、その上で動くということになるかと思います。

それで、提案しているのは荒川地区について、これは合併のときの計画にも、もう老朽化をしていて、
先般施設を見ていただきましたように、神林地区で保育園を建て替えましたが、荒川地区の保育園は、
もっと建築年月日が古いということで、そこを何とか合併の計画の前期にということで、当時荒川町で
も、統合保育園の場所はここというふうに、ビジョンを持ってずっときたということでありますので、
そこに、新しい手法で、色々な市民ニーズに応えられるような保育体制ができないものかということで
積み上げてきたものであります。

他についても、人数の少なくなっている地域、また、村上駅の西側に新しく住宅が出てきており、当
然子供たちも増えますので、そこを管轄している保育園についても、現在既に一杯の状態であれば、増
築等も十分検討しなければいけないということも、ここには盛り込んであります。

会長

荒川地区の3保育園が平成24年に統合されますけども、1つの保育園で、だいたいどのくらいの園

児の数であれば、保育に適切かどうかということも検討された上で、3つを1つにするということですか。

事務局

この施設改革部会には、それを所管している課長もいますし、保育園を担当している社会福祉課からもヒアリングをして、そして、この行革大綱実施計画に載せているわけでありますので、ここに書いてあることの裏には、担当で積み上げをして提示しているということであります。

会長

私が今確認させていただいていることは、委員会でも坂町保育園を視察しましたし、他の2保育園もだいたい同じように老朽化しているんです。その3つの保育園が傷んでいるから、金が掛からないように1つにしようというのが先なのか、園児をきちんと保育するために、本当は240人くらいのほうが良いというのが先なのか、80人から240人になると本当は適切ではないんだけど、金がないから1つにするということとは、全然意味合いが違ってくるので、それを確認させていただいています。

事務局

当然これからの園児の推移、そして3つの保育園を1つにしたときの園児の移動の距離、時間を見て、旧荒川町でも、それは可能だという積み上げ、今現在の担当者もそれで可能だということとして、荒川地区がコンパクトにまとまっている地域ですので、一番遠いといっても、他の地区でバスが走っているところよりもはるかに距離が近いということもありますので、十分可能だということで現場でも積み上げています。

会長

ありがとうございました。

この保育園の統廃合と公設民営化の導入について、他にご意見をお持ちの委員はおられますか。

委員

保育園の統合をした後に公設民営化という考え方が主流にありますが、今実際に国の基準も措置費が打ち切られたが故に、以前は1人の保育士が看れる基準というものがあったのですが、それが今は基本的にフリーになっているんですね。各自治体が自分たちで措置するお金を負担するわけなので、今までだったら給食費はこれだけ掛かって、用具費はこれだけ掛かるから、じゃあこれだけお金をやるから、施設とか保育士の人数とかについてもきちんと整理しなさいというかたちで全部やっていたんですけども、それが結局無くなっているんで、その後、公設民営化という話になると、やっぱり経費的な面がどうしても出てくると思うので、先ほど言ったように草刈りとはちょっとわけが違いますし、今は0歳児から認めてくれという要望が非常に高いですから、そういう場合の事故の問題、施設を指定管理に出した後で、事故があった場合に、指定管理を受けた側で全部責任を取るか取らないか、保育士の人数が足りたのか足りなかったのかという問題が必ず出てくると思うので、その辺のところ、実際には公設民営化とは言いながらも、より詳細なというか、例えば1人の保育士に20人以上看させてはいけないうだか、そういう言い方でやっていくようなかたちを考えているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

事務局

保育園を統合して民間の方に管理運営をお願いするということになっても、先ほど別の項目でもお話

しましたように、あくまでも市の定める範囲でやっていただくというのが大前提です。こういう仕様で、これは守っていただくかたちで管理運営していただくというものを提示して、それに基づいての提案をしていただくわけですので、その辺は十分に担当でクリアしていくということです。

それから、我々はこの県北で、保育園という自治体が行っているというのがほとんどなので、そういうイメージなのですが、県内でこういうかたちをとっているのは、この県北の地域が圧倒的に抜き出しています。上越・中越に行くとまったく反対で、自治体が行っているのはほんのわずかで、県北はそうなんですかということを、会議に出たときや、県議の方からも言われます。

ですので、そういった熟度は、保育園に至ってはできていると思いますし、村上市がやるのは、あくまでも市の施設について、民間で管理運営をお願いできないかということなんです。三条市あたりでは、今まで経営していた施設そのものを民間にやって、民間の施設としてやっていただくということを今現在やっていますけども、市が行っているものと同じレベルのところで、しかも市民ニーズに応えられるような、早朝保育だとか、延長保育についても、民間の力をお借りすれば、より良くできるのではないかとこのところ、検討して、実施できればというふうに思っています。

委員

言っていることは分かるのですが、基本的に三条市とこの地域を単純に比較してはいけないと思います。そして、保育料の定め方としては、所得税の多寡によって、階級が決まっていて、所得税がいくらの人はこのくらい、所得税が0円の人は、前年度の住民税がいくら、もしくは固定資産税の納税額がいくらというかたちの中で、減免をしたりしているんですが、ある程度その部分もしっかり決めてという話になってきた場合に、当然、園児の数は圧倒的に少ないわけですので、それを公共のバスで園児の送迎をして、それについては行政が出しますといったときに、園児が少ないところからの収入をどうするのか。他に収入を考えられるのかどうか。

また、早朝保育、延長保育といったことになると、例えば山北地区の人で、村上地区に通っている人、もっと遠くの新潟に通っている人ということになると、会社に行くために、朝5時とか6時に出るわけですが、それで両親が共働きということになると、じゃあ実際に朝6時とかから預かってくれるのか、そういう保育園を作れるのかという話が、公設民営化をやるとなったときに実際に出てくると思うので、もう少し、この地域にどういう公設民営化が合致するのかということ、もう少し具体的に詰めていかないと、なかなか公設民営化ということを謳ってしまうということが難しいのかなという気がします。

荒川地区みたいに、240人くらいが集まってくるところと、1つの保育園に40人くらいしかいないところが同じというのは難しいので、そうなったときに指定管理を受けるところが本当にいるのかどうか、そういうところが保育園の公設民営化の難しいところなんじゃないかなと思います。

給食とかにもその辺りの影響は出てきますし、園児の数が少なければ、作る給食の量も少ないわけですから、そこで出る利益というのも非常に少なくなってきますし、全体的に見て、仕様をきちんと固めたのはいいんだけど、それで計算するとやっぱり合わないということにならないように、なんらかの工夫が必要なんじゃないかなと思います。

会長

今委員が言われたようなことは、これから十分に検討していかなければいけないことですね。

事務局

先ほども言いましたように、最もご理解をいただいて進めなければいけない施設の種類だと思っており、改革内容の後段にも触れてありますけども、今すぐこの計画期間内に荒川地区から山北地区まで民営化を進めるという方針ではありません。まずこの荒川地区の3保育園を統合し、新しくなると

ころで、そういう公設民営を描きたいんだと。それを十分検証して、今後、今言われたような山北地区では、村上地区の中心部の辺りではどうかたちで考えていくべきか、村上市に本当に合う制度なのかを十分に検証して、次に繋げるということを、今はその方向で検討しているということです。

会長

荒川地区の3園が統合する平成24年度に民間に委託すると、誰かが手を上げて実際にやると、そうするとそこが村上市のモデルケースになるということですね。

事務局

そうです。それを十分検証して、本当に村上市の保育の考え方はこれでいいのかとか、ほんのわずかしかな園児のいない保育園もありますので、そういったところの統廃合はどうしていくかとか、ただ、小さい子供たちですので、人数が少なくなって統廃合しようというときに、移動にも限界がありますので、それは考慮していく必要があるし、学童保育といったことなどについても、十分検討していかなければならないと思います。

会長

今、委員から出されたような、地域事業を考慮した公設民営化をやっていくということで、荒川地区であればコンパクトですので、比較的そういった方針がやりやすいかもしれませんが、それが即、山北地区や朝日地区に、1つモデルができたからここでもやるぞというわけにはいかないでしょうが、とにかくこれがモデルということですね。

それでは、委員から出されたような公設民営化をする際の問題点を十分に予想しながら、それぞれシミュレーションをしながらしていただくということで、今度は保護者にも説明をしていかなければいけないということですね。

事務局

はい。それは大前提です。

保育園だけでなく、指定管理や施設の在り方については、基本的には地元の方にそこに携わっていただく、例えば保育園であれば保育士。新潟市にある、ある業者が受けることになったのではなくて、ここに住んでいて、現場を分かる人たちが携わっていただくということを目指すべきでないかというふうに思っております。

委員

やはり、どこかで市民もコントロールできるような仕組みづくりも併せて考えていかないと、なかなか公設民営化だけでは、良い子を育てるといようなことが・・・、やはりそれが大前提です。

委員

この部分は実にシビアな問題だと思います。お金の問題とか効率の問題でなくて、先ほどいただいた人口推移を見ても分かるように、どんどん人口が減っていくと、私は村上市次世代育成支援行動計画策定委員会の委員もやっておりまして、そこでも発言をしたんですが、子育てをしやすい地域というものこの地域は目指さないと、ジリ貧になるのは目に見えているので、保育園の公設民営化が良ければいいのですが、送迎も遠いですし、雪もあって大変だと、例えば山北地区のある地域では子供が3人しかいないと、さっき話があったように、そんな遠くまで行ってくれというのは無理だから、だったらこのスタイルで、市のほうで保育士上がりの3人の方に集会場を使って見てもらうだとか、色んな方法を

考えなければいけないので、市がどちらの方向を向いているかで、随分変わってくる問題だと思うんですよ。

私としては、ケースとしてはレアでもいいから、市が完璧に全部面倒を見るんだというふうなスタイルも検討材料として残しておいてほしいですね。つまり、これが国づくり、地域づくりのベースだと思うんですよ。子供が育てやすい、子供が一杯いるということはとても大事なことだと思うんですよ。子供がいるということは親がいて、働く場所があるということですから、そういうことを考えたときに、この公設民営化について導入とありますけども、導入検討とか、少し言葉を濁して、全部市で面倒を見るというのも1つの方法だと思いますので、是非そのことを議事録に残してほしいと思います。

会長

ありがとうございました。

その他、ご意見を持ちの方はおられますか。

なければ、次の「2 集落集会施設の移譲」について、ご意見をお持ちの方はおられますか。

委員

流れとすれば、最終的には集落集会施設については、集落の人、自分たちが使う施設ですので、それは自分たちのほうで維持・管理していくという流れは、ある意味当然の流れだと考えます。

ただ、今後のことを考えたときに、まあ、集落の人口が減っている中で、人口が多かったときと同じように、同じ場所に同じ規模でそこに建て替えるべきかということは当然検討しなければいけないことですが、ただ1つは、前回も申し上げましたように、集落集会施設の位置付けというものが、各地区、各集落によって、だいぶ温度差があるのかなと思っています。

例えば、災害になったときに、その集会施設が避難場所になるというようなことは、どこでも同じなんですけども、そこで実際に敬老会をしている集落もあるわけです。若い人たちが集まって色々話したり、地元の消防団が借りるとか、非常に密着している。そこはもう完全にパブリックスペースだとかたちで利用している集落・地域がかなりあるので、今後の維持管理も含めた中で、もう少し地域を見た中で、どういうふうに市がサポートできるか、お金だけでなく、色んな意味でサポートできるかどうかということを、もう少し考えていただく必要があるのかなというふうに感じます。

会長

これも実際に平成24年度から実施していくわけですけども、今、委員から言われたようなことは、後2年あるわけですから、当然十分に検討して移譲していくわけですよ。年数が来れば、ハイあげますというわけではないですよ。

事務局

ここに上げてある集落集会施設というのは、70施設、つまり70集落分、市が持っている施設であって、それ以外のところは地域の皆さんが自分たちで資金を出し合ったりして建てたということです。ここにある施設も市が建てたんですけど、地元の皆さんが応分の負担をして、そこに色んな補助金等を使っているもんですから、集落の名前ではできなくて、自治体の名前で施設を造らなければならないとか、色んな縛りがあって、結果、市の施設として70施設あります。他の約200集落は自分たちで建てて管理しているところです。

法律が色々変わってきて、今までですと、補助金で建てた施設を色んなことに使ったり、他に譲渡したりすると補助金を返してくれということになっていましたけども、今は地域にとっての有効活用などに使うのであれば補助金の返還は必要なく、こういうふうにしましたという報告だけでいいということ

に昨年から変わりましたので、補助金を受けてから１０年間という期間が到来したのから地域にお譲りするという事で、平成２４年度に７０施設のうちの６１施設というのは、１０年以上経過している施設です。荒川地区や山北地区については、現在平成１８年から１０年間指定管理に出していますが、他の地区では平成１８年から３年間指定管理にしまして、平成２１年にもう一度３年間指定管理に出しました。そうすると、ちょうど平成２３年度で指定期間が切れるので、これに合わせて移譲したいということです。

また、山北地区から荒川地区までの集落集会施設に対する、改築・修繕等についての自治体の支援の在り方が今まではものすごい差があったんですが、これを平成２３年度から１本の基準で動き出すということなので、集落に移譲してその補助に適應できるようにすると、もちろん周知の期間も入れて、２４年からという計画にいたしました。

極端な例を言いますと、ある地区では集落集会施設を改修したりするのに、何百万円、市からいただける。また、建てる時も自治体が中心になって建てているところがあります。ただし、旧村上市については、市からの補助は２０万円が限度です。実際にこれだけの差があるので、これを早く一本にして、協働のまちづくりを進めるに当たっても、委員からご意見あったように、これまでも大切ですし、これからこの集落集会施設というものはより大切になってくると思いますので、まず土台を同じにして、それぞれのところに同じかたちで支援したり、お手伝いできるような体制を作るというのが、まず第一歩じゃないかという考え方の積み上げで、平成２４年ということにさせていただきました。

一番新しいところでは、昨年できた集落集会施設もありますので、それについてはもう１０年経たないと補助金の縛りが解けませんので、以後、順次集落の皆さんに移譲していくということです。

この計画についてはあくまで施設の話ですが、その土地をどうするのかとか、移譲の仕方はどうするのかというのは、これから十分整理していくことになります。

会長

土地なんかは借りているところもありますよね。

事務局

ほとんど地元の人だったり市が所有してたりすることが多いですけども、旧村上市では、それ自体でもトラブルがありまして、市の土地を使って建てているのは土地の貸し賃を取らなくてはいけないということですからずっとやってきていたので、相当町内とトラブルがありましたが、それらも含めて一本の方針でということです。

会長

旧５市町村で違うということで、旧村上市では２０万円と聞くと、旧荒川町の１０分の１もないんだなという感じを受けましたけども、７０施設のうち、６１施設が２４年度からは移譲されるということですが、この６１施設のうち、トイレが水洗化に改修されていない施設というのはあるのですか。

事務局

村上地区と荒川地区以外は、下水道の普及がほとんど終わっていますので、集落集会施設もそれに合わせて対応していると思います。村上地区と荒川地区の一部にまだそういうところが残っているということです。

会長

その他、ご意見をお持ちの委員はおられますか。

委員

もうひとつ細かい話をしたいのですが、集落集会施設を移譲するに当たって、山北地区のほうでは地縁団体があるんですよ。地縁団体というのは自治法で定められた団体で、要は地域の中の土地を、その地縁団体が所有することができるよという法律に基づいた団体で、自治会という呼び方をしているんですけども、そうなったときに、建物を移譲されると、当然建物についてはその地縁団体の財産というかたちになりますので、その財産を受けたときに、減免課税になるんですが、減免課税ということは一旦評価しなければいけない。評価をして、課税をして、それから減免をするという手続き等が必要になるんですけども、その辺のところも地縁団体が受けて、法律によって評価して、減免するという考え方でよろしいでしょうか。

事務局

基本的にはそうなると思います。

市の財産を譲渡するわけですので、必ず議会の議決が必要であります。そうしたときに、任意の団体に譲渡できるかとなると、それは無理だと思いますので、それまでに、今言われたような整理をして、明らかに第3者に対して権限を有するかたちで、市が責任を持ってお譲りしていく、その上で色んな整理をしていくという積み上げは必要だろうと思います。

それと、先ほど言ったように底地の問題をどうしていこうかということもあります。なお、その部分については、所管課と、施設の方針を定めていただいた暁には、早急に整理をして、その上で各町内・集落の皆さんに方針をご説明し、できるだけこの計画のとおりになればということになっていくと思います。

会長

委員よろしいですか。

委員

はい。分かりました。

会長

ありがとうございました。

それでは、この集落集会施設の移譲についてはこれで終わらせていただきまして、次の「3 廃止施設の再利用または処分の検討」について、ご意見をお持ちの委員はおられますか。

これについては、優先順位を付けて、それに基づいて順次解体処分をするものはするということが謳われておりますが、これはこの考え方でよろしいですか。

委員

はい。

会長

ありがとうございました。

それでは施設改革についてこれまで審議をしてきましたが、全体を通して言い忘れた、これは提言をしておきたいという意見をお持ちの委員はおられますか。

委員

保育園の統廃合については、一市民として、これだけは慎重にやっていただきたいという願いでございます。個人的に言えば保育サービスの充実を図るためだけにこれをやるくらいの気持ちでやってほしくて、ここに書いてあるように、運営経費の縮減を図るために、ということが入っているのがすごく痛々しいと思うので、財政を他のところで削った、その半分だけでも保育のほうに付けて、保育サービスを上げてあげるくらいの気持ちで、この公設民営化という制度を導入するという気持ちでやっていただきたいなと思います。

会長

ありがとうございました。
他にご意見ございますか。

委員

端的に言って、この施設の改革について、どうも数字で動いているような感触が伝わってくるんですが、変な言葉で言えば、愛だとかそういったものが全然感じられないんですね。その辺はやっぱりどこかで表現していかなければ駄目なのかなと、やっぱりどこかで愛情が入っていないと、改革というものを何のためにやっているのかということを、市民が受け取ってくれないと思うんですね。やはり形容詞の使い方は難しいですけども、どこかで夢のあることをほんの少しでも入れていけば少し優しくなるのかなと、漠然として難しい話を持ち出して申し訳ないんですけども、そんな気がしました。

会長

ありがとうございました。
それでは、施設改革についてこれで終わらせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

委員

はい。

会長

それでは、3時まで休憩いたします。

(休憩 14 : 53 ~ 15 : 00)

会長

時間になりましたので、17ページからの行政サービス改革について、これについても改革項目として3項目、そして実施項目として7項目。先ほどの施設改革と同じ数が出されております。

1番目の改革項目として「1 窓口改革」となっており、3つの実施項目がありますので、そこから入らせていただきます。まず、「1 接遇マナーの向上」について、ご意見をお持ちの委員はおられますか。

前回の委員会では、数値目標の80%という数字はどこから出たのか、現在は何%なのかという意見が出ましたが、これにつきましては、あまり数字については根拠のない願望のようなものと、現在の数字も押さえてはいないということでしたよね。

事務局

そうです。

会長

いかがでございますか。

ここについては、よろしいでしょうか。

委員

はい。

会長

それでは、次の18ページ「2 窓口の総合化」について、いかがでございますか。

事務局にお聞きしますが、これについて平成21年度から既に実施されているものはありますか。

事務局

ローカウンターの設置については、できるところから進めるということで動いています。また、この行革大綱実施計画案については、この委員会でご審議をいただいているところですが、窓口の在りようについては、ここで議論いただくのと並行して、関係各課連携した推進会議を立ち上げるということをし、先般、市長の命を受けまして、これから動いていくという段取りです。

ただ、ワンストップサービスと書いてありますが、これは支所も含めての話でございまして、ご承知のとおり、この本庁舎は真ん中にらせん階段がある造りになっていまして、構造的に市民の方が1ヶ所に来ていただければ、後は職員のほうで対応して、すべて終わりましたということでお帰りいただくということが、必ずしもこの庁舎で可能とは言えません。旧村上市でもこのことについては何年越しの議論をしてきていまして、本庁においては、場合によっては最小限の移動をお願いをして、できる限りのことを職員側で対応するということを検討しなければならないのではないかとということで、構造上やれないこともあります。各支所についてはできるところからやっていこうということであります。

また、この本庁舎については、コンピューターの配線をいじらないで、床に這わせて、そこにもう一段床を張ったので、職員がいるスペースが、市民課や税務課については、市民の皆さんがいるところよりも、一段高くなっています。ですので、上からのぞいて対応をするようなかたちで、なおさら市民の皆さんにとっては感じが悪いような構造になっているので、色んな意味で改善をしていく必要があるだろうと、整理をしていく必要があるだろうと思っております。

会長

合併をして、課を配置するときには、こういったワンストップサービスのようなものにできるだけ近づくように、関係課を近づけるとかいった配慮はされていたのですね。

事務局

合併したときに、できる限りのことはというつもりで向かったはずですけども、例えばこの本庁についても、介護を担当する課が正面玄関から入ったフロアになくて、もうひとつ階段を上った3階に配置されているという現状があります。2階に入り切らなかったのも、同じ福祉保健部なんですが、保健医療課と社会福祉課が2階で、介護高齢課だけ3階にあるというように変則的なかたちをせざるを得ないところもあるので、平成23年の機構改革に併せて、どういう組み合わせが一番良いのかということとは十分議論していきたいと思っています。

事務局

山北支所を視察に行かれたときに、説明を受けたと思いますが、去年まで税金を担当する係が2階にあったのが、今年から1階に下りてきて、市民にとって便利なのということで変更しております。

会長

そういう配慮は、本庁だけでなく、各支所でもやっていただいているということです。
他に、ご意見をお持ちの委員はおられますか。

委員

総合窓口をやるに当たって、こういうふうに書いてあるだけだと非常に分かりやすいのですが、実際にやるとなると、ベテランの職員が必要というか、各課すべてのことに対してある程度知識のある人がそこに立たないと、かえって混乱してしまうんです。

例えば「介護」ということで来ても、介護のどの担当、どの部署か、もしかしたら介護保険料のことかもしれない、ということになってきますと、当然連絡先も違いますし、案内するところも変わるので、聞いて案内をするということになると、かえってワンクッション多くて、実際に利用する市民にとって、ある意味マイナスのことが出てきます。

なので、発想を変えてもらわなければいけないと思います。例えば、証明書を出すとかではなく、単純に相談だけという場合は、担当者がそこまで来て、その場でお話を聞く、もしくはプライベートなことであれば、近くの会議室等を準備して、そこでお話を聞くというふうに、総合窓口をやろうとすると、その総合窓口を担当する職員の資質というものが、行政サービスの満足度に大きく影響することになるので、若い女性を置けばいいだろうというような安易な発想をすると、逆にサービスが低下してしまう。ある程度全部のことを、住民窓口だけでなく、税務も建設も色んなことを分かる職員を養成して置いておかないと、結局はできたとしても、目指すべきところとは違うものになってしまうのではないかと思います。

ですので、総合窓口をやるに当たっては、もう少し職員のスキルアップを図ったうえで、職員の考え方も、待っていて市民に来てもらうのではなくて、総合窓口から連絡があったら、自分たちから下りていくぐらいの気持ちでやらないと、私は上手くいかないと思いますので、そういう検討をしてほしいと思います。

会長

それはもう、お客さん、市民が移動するのではなくて、職員が動くというのが大前提ですよ。

事務局

今、2つご意見をいただいた中で、特に福祉、高齢者に対する制度が、めまぐるしい速度で国のほうで変わっているので、例えば、こうだと思って聞いていた話が、実は全然別の話だったということは、現場によって確かにありますので、その整理は十分したいと思いますし、言われていることはそのとおりだと思いますので、あそこに行けば全部整理してくれると思ったのに、上手くいかなくて、最初の総合窓口でしゃべったことを、また担当課でもしゃべらなきゃいけないなんて、なにしているんだということが、現に昔ありました。ないよりも悪いという言われ方もしましたので、その辺については十分整理をしていかなければならないと思います。

ある自治体では退職された方を総合窓口配置して、そうすると相当のベテランですので、ずっと前に退職していると新しい制度は分かりませんが、そういう人たちがそのポジションに付いているという自治体もありますし、言われるとおり、いいつもりで設置したら、かえって関所みたいに面倒に

なって、何のためにもならないということにもなり兼ねない部署ですので、十分注意して掛かりたいと思います。

ワンストップサービスが一番良いようですが、今の制度がものすごく複雑で、例えば、子供がいる離婚した母親が手続きに来る場合は、色んな制度があり、色んな手続きが必要です。ですから、いいつもりで処理したら、後で別の部署から呼ばれたといったことがあるので、その辺は、こういう用事で来られた方は、この部署を回らないと完結しないという仕組みを我々のほうで用意しておくとか、工夫してやらないと、二重三重に手間を掛けることになるので・・・。

会長

その判断も、委員が言われるように、精通した職員が居て、すぐに判断ができないと困るわけですね。

事務局

そうですね。それに加えて、今言ったように、こういう用事の人はこの部署に行かなければいけないというようなチェックシートのようなものを作っておいて、その部署を全部通って用事を完結していただくという仕組みも必要なのかなと。

会長

職員のマニュアルのようなものですね。

事務局

そうです。

委員

総合案内だけでなく、各課の窓口直接来た人に対しても、担当の職員が、こういう用事で来たのであれば、この部署とこの部署にも行ってもらう必要があるという説明をしていかないと、窓口に来た人が、そんなに全部分かって役所に来ているわけでもないで、チェックシートを作るとしても、すごく膨大になるので、ある程度ベテランの、それこそすべてのことを理解している人で、来た人の交通整理ができて、あなたの場合は、この部署とその部署が必要だからというメモでも渡して、そこで相談してくださいというかたちができるのであれば一番いいと思うんですけど。

委員

職員間でのスキルアップというものをしていかないと、法律は生き物なので、どんどんと変わっていきますから、やはり勉強会がどうしても必要なんです。そうしないとお客様についていけないと思います。

委員

逆に退職した人だと、そのスピードについていけない場合があります、言い方は大変失礼ですが、往々にしてそういうことがありますので、やはりシステムを作ったほうが、当然勉強会も大事ですし、そういうシステムを作って、窓口にある程度知識があって、人当たりのいい人を配置してやっていくほうが、逆にマニュアルなんかはどんどん変わっていきますので、電子化でシステムを整理したほうがいいのかなと。

会長

ケースにもよるんでしょうし、非常に有能な人であれば1年くらいはそこにいて、指導者のようになるということも必要だと思いますけども、その他ご意見なければ、「3 窓口サービスの充実」について、ご意見をお持ちの方はおられますか。

委員

窓口サービスの充実ということですが、今現在、村上市に転入されてきた方に、何かその時点でのサービスを行っていますか。

事務局

これで100%合っているかどうかは分かりませんが、合併のときに作りました、暮らしのガイドブックを渡していると思います。また、外国人の方については3種類くらいの、簡単な行政のマニュアル本のようなものがありますので、ハングル語と英語といったようなものでPR。それとゴミの関係についてはやっていると思います。

会長

ゴミの関係とは。

事務局

ゴミの出し方ですとか、自治体によって相当違いますので。

委員

そういう医療機関ですとか、転入されてくる方の住まいの概略図、例えば近くの病院、郵便局等の概略図というものが、どうしても必要だと思うんですよね。ですので、以前、旧山北町では、ゴミ収集のカレンダーだとか、町の要綱だとか、そういったものを転入されてきた方にはどんどんお渡しをして、読むかどうかは別として、これでというかたちでお渡ししていたんです。

これだけ圏域が広がっていますので、ますます窓口でしゃべるだけでなく、例えば小さなお子さんがいる家庭であれば、保育園のことだとか、小児科のお医者さんが近くにあるのかとか、そういう情報というのが必要だと思うんですよね。転入してきた人だと、どこに聞けばいいのか分からないわけですので、そういうものをきちんと準備して、窓口においておくことによって、逆に窓口での案内というものが減ってくると思うんですよ。なので、そういったものを各支所もそうですし、それぞれ転入してくる地域に合わせたものを用意しておくことが必要なんじゃないかと思います。

会長

村上市を紹介するようなものですね。

委員

そうですね。自分が住むことになる場所の、ゴミ収集カレンダーにしても、例えばどの場所に捨てればいいのかとか、そこまで必要かどうかということはもう少し詰める必要がありますが、窓口サービスということであれば、そういうものが必要なんじゃないかなと。

会長

そういうものが、予算が許されれば、旧市町村ごとにあるといいですね。

委員

そうですね。別にそれが綺麗に印刷されているようなものでなくてもいいと思うんですよ。職員の皆さんはみんなパソコンを持っているんだから簡単に、原図を作っておいて、この地区の人が来たら、こういうかたちで渡すというのでもいいと思うので、やはり有ると無いとでは全然違うと思います。

会長

今現在やっていることとして、外国人のことだとか、ゴミのことだとかお話がありましたが、今、委員からご意見ありましたことは、十分に検討していくことですよ。

事務局

当然、考慮させていただきます。

ちなみに、合併してから１年間で転入していただいた方が約 1,000 名。残念ながら転出された方が 1,400 名。まあ、学校に行って、そこに住所を移すという方も多いわけですので、一概に全部が村上市が駄目だという感じで出ていったわけではないんですけども、できるだけ、村上市に来ていただける方を増やしていくという施策を作らなければならないと思っております。

会長

特に第一印象として、村上市に初めて来たら、今、話に出ていたようなものをもらったということであれば、村上市は親切でいいなと、ゴミだとか、病院だとか、保育園・学校のことといったものはどうしても必要あるわけなので、それだけでもいいところに来たなと思うかもしれないので、この窓口サービスには、予算のことはあまり言わないで、手作りでも心は通じると思うので、是非謳っていただきたいと思います。

この件については、これで終わらせていただいてよろしいですか。

委員

はい。

会長

それでは、20ページの「2 電子自治体化改革」の1つ目、「1 行政情報の電子化、総合的利用の推進」でございますが、これについてご意見をお持ちの委員はおられますか。

これについては、前回の委員会で、いくらくらい掛かるのかという話で、確か何百万円とかという回答でしたよね。1台いくらで、出先に60台で700万円くらいとか。

事務局

その金額について、担当が申し上げたのは、証明書の自動発行機がいくらくらい掛かるかという話だったと思いますけども、ここに書いてあるシステムの構築、導入等につきましては、とてもそのくらいの金額では収まりません。

会長

これは、平成24年度に実施となっておりますので、完全にやるということですね。

事務局

はい。そのように動きたいと思っております。

結局、職員がどんどん減って、こういうかたちで電子化を整備していかないと、市民に対する職員の時間というものが出てこないということもありますので、できるだけシステムを使ってやれるところは、そうしていきたいということでもあります。

委員

さっきの、窓口サービスや接遇マナーと絡むんですが、私はいいと思います。私はパソコンが使えるので、施設予約システムだとか、電子申請システムだとかを、多分使いこなせます。ただ、お年寄りという言い方ですと言いが悪いですが、お年寄りにもすごい方がいますが、使いこなせない人というのも当然いるので、前にも言ったように、情報格差というか使用するに当たって格差が生まれないような仕組みを併せて、例えば職員がおじゃまをして、モバイルではこういうふうにするんだよというふうにするということも大事なことで、留意しなければいけないことなのかなと思います。

会長

この電子化というのは、簡単に言えば機械化というのは、便利だけでも格差というものはどうしても生じますよね。苦手な人、一般的にはお年寄りということになりますが、そういう情報弱者に対する配慮というものは、この前も意見として出されましたけども、具体的にはどのようなことがあるのでしょうか。情報弱者に対してこのようなことを考えているというものはありますか。

事務局

例えば、この行革の取り組みも、できるだけ早くホームページに載せますが、ホームページに載せましたといっても、それを見ているという人は、まだまだ我々が思っている以上に少ないんだと思います。ですので、紙ベースでお届けするということが最も良い場合もありますし、区長さんを通じてこまめに伝達できるものとか、そういう配慮も十分にこれと併せて、やっていかなければいけないと思います。

今回、9月1日に、行革の取り組みについても市報というかたちでお伝えをしていこうということで、まだまだ紙が主流というところはいっぱいあります。

会長

まだまだ機械に弱い人は紙に頼らなければいけないですし、やっぱり紙でということになりますね。他に、ご意見ございますか。

委員

この情報化の中で、施設予約の情報化ということも入っていますが、一番ネックになってくるのが、身分確認の方法なんですね。例えば村上体育館を何月何日に使いたいということになったときに、村上市民以外の人との予約と、村上市民の予約の受付開始が一緒でいいかという問題が、実際に運用しようとするとなると思うんですね。

例えば、新潟市などでは慢性的に体育館が少ないので、村上市で空いているのであれば、そこで合宿をやりたいとか、練習をしたいということで、先に市の体育館を予約されると、村上市民が使えないという状況が生まれないわけでもないわけです。実際に山北地区の体育館だと、よその人が合宿等にやってきて、地元の人が夜間や合宿の合間のちょっとだけしか使えないということが実際に出てきているわけですし、それを解消しようとする、まずその人が市民かどうかということもありますし、本当に実体がある人なのかどうかということも、予約はしていたんだけど来ないなんていうことが往々にあると思うので、当然都合が悪くなった人もいるでしょうし、実際に運用しようとしたときに、まず身分確認の方法というのがどうしても必要になってくると思います。ですので、その辺のシステム的なものをき

ちんと考えておく必要があるんじゃないかと思います。

また、交通整理ということも機械まかせではなくて、最終的には人間がしてやらなければいけないと思うんですよ、例えば、急に衆議院が解散したから、開票場のために空けなければならなくなったと、そうなったときには、やはり人間が調整してやらなければなりませんし、行政の大きな行事とかであれば簡単なんでしょうけども、ある大会が入ってくるとか、体育協会だとか、一般の人たちのレベルで使いたいとなったときに、どうしても調整させていただかなくてはならないところには、やっぱり行政の職員が入ってこないと、実際にやろうとしたときに、調整というのは難しいと思います。先に私が予約したんだから動かせないよと言われたら、そこでアウトなので、運用する際には、身分確認の方法をしっかりと確立するという部分と、やはり市民に対しては、ある程度アドバンテージがほしいと思います。そういうことを、電子化をするときには何らかのかたちで表現できないかなと。

会長

今のことに對しては、何かこういうことまでは考えているというのは、ありますか。

事務局

いいえ。作り上げはこれからですので、今の議論等をいただいて、反映できるものは・・・。

会長

実際、この電子化なんていうのが動き出すと、確かにそういうことが問題として出てきますね。

事務局

今、いただいたようなものは、例えばこういうふうにしていこうとしたときに、それをどういうふうなかたちでクリアしていくかというようなのは、手法として色々検討できると思います。

会長

今のようなのは、どうしてもやっぱり意見として残しておいてもらいたいことですね。よろしくお願いします。有効活用するためにも身分確認みたいなのが必要だと思いますけども、市民に喜ばれるようなかたちでお願いしたいと思います。

そのほか、ご意見はありませんか。

もしなければ、「2 利用しやすい情報通信技術の環境整備」というところについて何か、ご意見はありませんか。

委員は、この「むらかみ情報ねっと」に入っているのですか。

委員

入っています。

会長

そうするとこの8,163人のなかに入っているわけですね。

委員

入っています。入っていますが、いまだに不思議なのは、私より遅く入った人のほうにメールが早く来るんですね。そのシステムは何ですか。実際、僕の妻のほうが多い。私は千何百番目に入ってるんですよ。妻は六千番台、いつも彼女のほうが多い。それはなぜですか。

事務局

アドレスのＡＢＣ順にある程度区切って送っているからです。

委員

早く送ってくださいよ。いつも私は遅いんですよ、１分くらい。

事務局

私もアドレスがＹからなので、皆さんより遅く、最後に来ます。

委員

個人的なことはいいんですが、とても便利です。

委員

でも、あれは、出したらきちんと後ろの結果も出してほしいですね。

委員

火事は、鎮火しましたと来ますね。

委員

だけど行方不明者がいますと言ってきて、最後がないときもありますよ。

会長

行方不明者だと出ないんですか。

委員

ずーっと行方不明なのかどうかは分からない、見つかったのか、まったくわかりません。だから、後ろの情報が必要なんです。見つからないんだけど配信はもうこれ以上やりませんと言ってくれば、ああ、まだ見つからないんだなと思いますけど、捜査協力をお願いしますと依頼しておきながら、捜査協力の後ろがないんですよ。

会長

事務局、そういうのは。

事務局

はい。担当課に伝えます。

会長

やっぱり、今のような捜査協力をお願いしますみたいなのを出したら、まだ見つからないとか、見つかったとか、結果を言ってくれなければ・・・。

委員

２４時間か１２時間以内くらいのは、来ています。２・３日掛かったのは全然来ないですけど。その日のうちに見つかったのは、入ります。

委員

入らなかったり、入ったりするから・・・。

会長

市のほうへは、情報がみんな入るわけですね。

ほかに「2 利用しやすい情報通信技術の環境整備」について、ご意見はありませんか。

この「むらかみ情報ねっと」は、大変便利だということですので、もう少し情報を流してほしい。そして要望とすれば、例えば、捜査協力をお願いしますというようなのは、その処理も流してほしいという要望等がありました。

先回、施設視察のときに、山北・朝日支所の情報通信の機械の部屋を見させていただきましたけれども、あれと、荒川地区は違うんですね。

事務局

違います。荒川地区の場合は、いわゆる防災行政無線なんです。屋外スピーカーと各家庭に戸別スピーカーがあります。基本的に防災行政無線という位置付けがありまして、基本的に防災に関する情報を流すという考え方でつくられていますので、一般的な、例えば、いついどこかでイベントがありますとかというような放送に今のところは使っていないんです。その辺のところについては、市長のふれあいトークのときでも意見が出されましたけども、人によっては、そういうものを大いにどんどん流してほしいという意見があります。一方、村上地区あたりでは、うるさい放送をしないでほしいということで、戸別スピーカーのスイッチを切られてしまうと、いざ本当に必要な大震災とかそういうときの放送が入らないというような状況が生まれるものですから、どうあるべきなのかというのは、非常に今、大きな問題です。例えば、ご覧いただいた山北、朝日支所の光ファイバーを使ったものについては、そういった対応についても十分考慮された施設になっていますが、それは現段階においては荒川地区、あるいは村上地区まで発展させるというのは、まだまだ、かなりの時間が掛かり、その防災行政無線と今、お話のある携帯電話を利用した「むらかみ情報ねっと」をうまく利用することによって、必要な情報を市民に伝えていくという工夫が必要なんだろうなというふうに思っています。

会長

荒川地区は、だいたい午後7時半になるとお知らせが入りますが、ああいうのは、朝日・山北地区は、どうやって入るのですか。

事務局

テレビ電話のできる端末が各世帯にありまして、そこに入ってきます。

会長

荒川地区は、設置したときから災害だけでなく、いついつ運動会があるとかの放送があって、やかましいと言われて、そんなのあまり流すなという意見が確かに役場に来ていましたね。でもやっぱりそんな人は私は少数だと思いましたけどね。行事とかは、7時半から教えてくれますよね。

委員

そうですね。ちょうど聞きたいニュースのときにガーと言われると、ちょっとうるさいと思いますが。あと、防災行政無線なんですけど、農協の情報は流すんですよね。田んぼの水掛けをどうかこうとか、注意してくださいみたいなことは流れるんですけど、あれっていかがなものなんでしょうね。

委員

あれは、補助金が2本、出ているから。

委員

そうなんですか。それはOKなんですね。じゃあお金を出した人は、防災として流してもらえると。

事務局

荒川地区もそうなんですか。

委員

荒川地区は、田んぼの水掛けだとか、工事中なので注意してくださいというのが流れるんです。

事務局

異常気象に対応するための情報ですから。

委員

虫がつくのでどうかこうとかという話が・・・。

事務局

そういう情報の部類というふうに捉えているんだと思います。

事務局

例えば、いついつ敬老会ありますとか何とかというのも流れるのであれば、荒川地区は、今の農業に関する情報は、JAでなくて産業課の情報。それがないと生育にすごく影響するんで、そういう情報だと思います。

会長

学校の運動会が予定どおりありますとか、明日、何時からありますとかの放送がありますか。

事務局

村上地区は、それをすると、おしかりをいただくのが1人や2人でないです。

会長

荒川地区は、運動会がありますとかの放送がありますよね。

委員

荒川地区は、小学校が2つで中学校が1つですから。

事務局

荒川地区は、よかったですね。スタートのときの考え方で全然変わってしまうんですよ。今、言ったように村上地区の場合は、まず駄目ですね。担当者は、逃げなければなりませんね。

委員

神林地区は、元々農協の有線放送ですから、正月はカラオケをやっていますよ。何とかカラオケ大会の模様を中継しますと流れていますよ。10,500 円払うとコマーシャルを流していいんです。今日、何とかの特売がありますとか。正月は、2 時間位ずーっと琴の調べが流れています。

会長

色々、そういうのがあるのだそうで、やっぱり将来的には、山北・朝日地区のような光ファイバーにするということですか。

事務局

いいえ。そういう考え方は現在のところはしていません。情報化のやり方には、様々な種類があるわけですが、どのような情報をどういうかたちでお届けするかということを基本的に考えていかなければならないと思います。今、紙ベースの広報誌が全市に 1 つありますし、あと、音声による放送については、荒川地区についても今の防災行政無線を使う手段があるわけですし、神林地区には、J A の有線放送がそのままあるわけですし、そういった面をうまく利用することによって 7 万市民に、ほぼ同じ条件で情報を届けることができる体制ができています。

今、一番問題なのは、ブロードバンドインターネットの部分に非常に格差がある状況になっています。しからばどのようなやり方があるかと言いますと、朝日・山北地区にあるような光ファイバー網を市が敷設するやり方が 1 つあります。あとは、一般的な通信事業者、N T T 等が光ファイバーを敷設することによってブロードバンドサービスを提供するやり方があります。いずれかの方法を選択することが必要だと思っているわけですが、市が独自で山北や朝日地区のようなやり方で敷設するには非常に膨大な経費が掛かりまして、財源的な面も含めて早急にまとめていくことができない状況です。今のところ、向こう 8 年間、総合計画に倣った情報通信の基本計画を定めてあるわけで、神林地区には整備をしたいという具体的な計画をもっていますが、荒川地区と村上地区については、少なくとも 8 年間のあいのなかでは、計画をもっていないということです。

会長

その「2 利用しやすい情報通信技術の環境整備」の中に、「むらかみ情報ねっと」の加入者の数値目標も掲げてありますけれども、前のものと共通しますけれども、情報基盤の整備とか情報弱者への対応について検討するということで、ここを通過させてもらっていいですか。

委員

はい。

会長

次、22 ページ、「1 事務事業の見直し」と「2 事務手続きの短縮化」は、事務のことですので、一緒にやらせていただきます。ご意見はありませんか。

委員

前回のときにも申し上げたのですが、事務事業の見直しと事務手続きの短縮化についても、合併する以前の市町村で様々な取り組みを実際にやられていたと思うんですよ。ですので、合併が非常に短期間でどうしても成果を出さなければいけないということで、ある程度、基本的なことだけを優先して、今、事務を進めていると思うんですけど、各市町村で合併前にやっていた事務事業のなかで、住民に評判の

良かったというか、ある程度評価いただいていたもの、役所の中でそれなりに事務効率が上がったようなものを取りあえず拾い出しをして、もう一度、きちんと洗い直しをして、もしこの新村上市でやれるのであれば、それを実践するような方法で検討していただきたいというふうに思います。前回の委員会で言った債権者に対する通知、そういうのをやっていた市町村があって、それでトラブルがなかったのに、今、それをやめてトラブルがあるということは、それなりの事務事業の見直しをやらなければと思います。それをやるやらないは別ですよ。そのものを検討する必要があるわけですから、もう一度、合併する以前の、やっていた事務事業の洗い直しをして見直しに役立ててほしいと思います。

会長

事務事業の見直しをやるときに、合併前に各市町村でやられていた、これはいいんじゃないかというものをまず洗い出して、それを実際、取り入れるかどうかは別にしても、とにかくまず洗い出してほしいという要望かと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

今の意見で、具体的に旧山北町では、こういうものをやっていたのだがという事例をお持ちですか。

委員

いいえ。事務事業の見直しのなかでは……。一番は、この前の債権者に対する通知でトラブルがなかったというところがあって。あと、事務事業の見直しでは、自治体の規模が少し違うので、小さいところではやっぱり小回りがきくので、その辺、これだけ大きい組織でなおかつそれぞれ支所がある中でそれが通用するかどうかというのは、今のところ、これというのはないですね。

会長

そのほか、この事務事業の見直し、事務手続きの短縮化について何かご意見は、ありませんか。

なければ、この行政サービス改革全体について、言い忘れたことなどありませんか。

委員

行政サービス改革の中で電子化というのは切り離して考えられないのは間違いないと思うんですが、ただ、その電子化をして使いやすくすればするほど、技術者というのが当然市役所のなかに必要に迫られるんじゃないかと思います。全部、業者まかせというのもありなんですけども、管理が全くできない。インターネットの仕組みとか、そういう電子的なからくりを知らないで管理はできないわけなので。職員は、どんどん少なくなっていくんですけども、内部的には電子決裁だ、外部的にはインターネットの利用だ、情報発信だと言ったときに、やはり設計書を組めない人が設計監理ができないと同じように、ある程度の知識のある職員がいなくてきちんと行政として交通整理ができなくなるんじゃないかという懸念があるかと思います。これから検討していく行財政改革のなかで、例えばホームページにコマーシャルを入れてお金を徴収して、その分を歳入に役立てていこうといったときに、どういうかたちで何を基準に、当然、アクセスしやすいページ、しにくいページがあって、金額の格差をどういうふうにつけていくとかという考え方を整理していくなかで、それを全部、業者に任せていいのかということになってくると、その判断は、やっぱり最終的には行政が行わなければいけないというふうに思うんですよ。ですので、かたちはどうあるかというのはこれから議論のあるところなんですけども、まず電子化に対する職員の養成というものがどうしても必要になるんじゃないかなと思いますので、その辺のところを専門家にするのかどうかもありますけども、交通整理のできる技量を持った人材を育成する必要があるかと私は思います。

会長

こういう、いわゆる電子化を強調して機械も入れるということを謳っているわけですが、それについて当然、研修みたいなのを、いわゆるエキスパートを養成するというか、専門家がいないととても機械化できないわけで、それは研修制度は当然、どこかのところで出ていますね。

事務局

いくつかありまして、例えば税の賦課みたいなもので、今までのシステムを変えて構築して、いついつまで間に合わせなければならないようなもの、それから今、事例に出ました市のホームページ、今よりも見やすく、訴えかけるようにするにはどうあればいいか、色んな場面があります。ですからどこまでは業者の力をお借りして、これは職員が居て、というところなんです、いずれにしても、ああそうなんですかみたいなレベルでだんだん分からなくなって、何されてるかもわからないような組織体では、いけないと思いますので、その養成は必要だと思います。なお、現に大学でコンピューターの言語から色々勉強してきた者もかなり職員の中には居ます。

それからホームページも、あるパッケージを元に業者の指導をいただいて、作り方の研修を何か月に1回かやって、各課のページは、それぞれの課で加工できるように仕組みを作っているんですけど、ご承知のとおり課によってレベルの差があったり、必要性はわかるんだけど、現場が忙しくてホームページの更新までなかなか間に合わないというところもあるので、それらも含めて検討していく必要があるというふうに思っています。

会長

これは、この委員会としても謳っていかなければならないことですよ。機械化が進めば進むほど、やっぱり職員の中でそれに精通している人材を育てていかなければいけないということは、是非、謳っていききたいと思います。お願いしたいと思います。

事務局

いわゆるコンピューターシステムの管理という部分では、優秀な職員も居ますし、順次そういうものを養成しながら、今も対応していますし、これからもそういう体制は、十分できると思います。ただ、そのシステムを活用する部分で、例えば、今、例に出ていますように、ホームページの作成というような部分になりますと、それぞれ、人によって上手、下手というのが当然ありますし、興味のある職員、あるいは全く興味のない職員という部分で取り組みの姿勢が全く違って来る部分がありますので、先ほど話がありましたように、色んな研修とかそういうものは精力的にやっていくことは必要なんです、各課、それぞれのところで全部、そういうエキスパートを養成できるかという非常に問題が多いわけです。また、全体的に職員をどんどん減らしていかなければならないなかで、アウトソーシングしていただける分野ということになりますと、今のようものが一番適した分野ですので、その辺との兼ね合いは、非常に難しいというふうに思います。そうは言っても、言われる趣旨は十分に理解できますので取り組んでいかなければならないと思います。

会長

今、言われたなかで、ある部では、そういうのが大変問題があるし、というのはどういう意味ですか。

事務局

ホームページをご覧いただくとわかるのですが、各課のページがありまして、それぞれの課で色々な情報を載せるようにしていますが、ある課のところは非常にきれいにビジュアル的に作り上げたりして

いるところもありますし、あるところへいくと全く何も載っていないみたいなのところもあるわけです。そういうことも表現をさせていただいた部分です。

会長

そういうのは、日付けを見ると、まだ、8月お盆前のだなんていうのに対して具体的に、〇〇課長、ちょっと来てくれと。あなたの課のホームページを見てみなさい、こんなのではおかしいよと、市民からもクレームが来ているからもう少しやっぱりきちんと更新してくださいという具体的な指導というのは、当然、入るわけでしょう。

事務局

そういうホームページの管理ということについては、技術的な部分では情報政策課と、あと一般的な部分では政策推進課の広報広聴の担当のほうでやっています。広報の担当のほうからは一生懸命に各課に対して、そういうことを積極的に対応するように督促もしていますし、また、研修のようなものも計画をして取り組んでいるのは事実です。なかなかその成果というのが、一朝一夕に、話をしたから次の日にぱっと更新できるかという、なかなかそうはいかないという部分だと思います。

会長

機械が新しいのが入ったら、課ごと、グループごとに操作の仕方くらいの研修はするのですか。

事務局

それはもちろんやります。

会長

上手になるならないは別にして、それはやりますよね。みんながそんなの見たことも触ったこともないなんていうのじゃないですよね。

委員から出された管理について、よく何か情報が漏れたということ、頭のいい人が百万円で何か情報を売ったとか聞きますが、やっぱり情報というのは、頭のいい人が漏らすんですよ。

委員

使いやすいホームページにするなら、管理をきちっとしていかないと。使いやすいということは、誰でもアクセスしてくる、色んな人が、不特定多数の人がアクセスしてくるわけですから、当然、悪意を持った人も居るという前提でそれは管理していかないといけないと思うんですね。ただそれを全部、職員がやろうとするとちょっと大変だと思うんですよ。それは、ある程度は業者の方に任せなければいけないけど、その上の管理をやるときにやっぱり知識がないと問題がある。だから結局、ソフトを二重にしますか三重にしますかと言われたときに、経費だってそれなりに違うのに、じゃあ三重にしますというその判断を誰がどういう基準で、どうやって下すかという問題が実際にあるわけですよね。ですので、全く業者任せ、アウトソーシングというかたちでやると、後であっと反省することがあると思います。

事務局

ホームページは、基本的に情報の電子化とかという項目なのですが、今は正直なところ、業務があってホームページがあるんですけど、言葉は適切でないんですが、やっている仕事のほかにホームページがあるみたいなイメージの職員がまだ多いんです。ですから、今、自分たちの仕事をやっていくのに、現場でやっている仕事もホームページを更新していくのも一緒だという位置付けを全員が持たないと

ホームページの活用がうまく魅力あるものになっていくというのは、到底無理なので、そこからいかに、それぞれの課で温度差があるとかというのは、初歩的な市のスタンスをどこに置くかによって、いっぱい違っているんで、それはこの行革の方針を定めて、こういうふうに行くというときに、それは再度確認していく必要があると思います。

委員

ただ、インターネットの魅力ある機能のなかで、ホームページを見るという1つの機能のほかに、これから電子決裁をすると、例えば企画部長が1週間どこかへ研修や出張に行ったときに、部長が専決で決裁権限を持っているものについて、部長がいないと今までであれば、ハンコを押す人がいないので、誰かにその決裁を委任していくか、もしくは上の決裁権者が決裁しなきゃいけない。でも、今度、電子決裁になるとその人が例えばノートパソコンを出張先へ持って行って、そこで伝票、決裁文書を全部見て決裁するということも当然できるわけなんです。ということは、公衆回線を使うということなので、その部分のセキュリティをよりがっちり組んでいかないと、逆にそういうことをすることが危なくなってくるわけですね。今までは紙で回ってきたから全然問題ないんですけど。そういうこともあるので、インターネットの外部との通信が村上市のサーバーの中に入ってくるということで言えば、管理者というのは当然、何らかのかたちでその質を高めると思います。

会長

私は、最高のセキュリティを設定すると思うんですけど、それでも今のような問題が出てくると言いますよね。

事務局

基本的に今言われたような決裁の仕組みで、それができるようなものを外に持ち出すというのは我々が認めるかどうかというのは、今も役所のなかで、昔で言うフロッピーとかを持って行くというのは、一切禁止されています。できないことになっているので、防波堤は当然、作っていますし、その上でそういうシステムだというふうに作り上げないと。何といってもやっぱり、先ほど言われたように使いやすさと防御の面は、非常に大事なことです。

会長

便利さというのは、危険、リスクも背負っているわけですので、十分にやっぱり考えていかなければならない、そのためには職員の技術養成というのは、この委員会としては当然お願いしたいわけですので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、今日の施設改革と行政サービス改革についての審議をここで終わらせていただいてよろしいですか。

委員

はい。

会長

次回は、組織・職員改革と財政改革について、皆さんからご意見をいただいて、提言したいものは提言ということで、お願いしたいと思います。

今日は、これで終わらせていただいてよろしいでしょうか。

委員

はい。

4. その他

事務局

前回、人口シミュレーションを配付しました。これから少子高齢化が進んでいって、なかなか集落の維持、その他、厳しい状況があるというのを申し上げました。俗に言う限界集落というのがあります。65歳以上の人の占める割合が半分以上というところが、現在、274自治区のうち、7集落あります。昨年も7つでした。集落がかわって、というのは、10軒くらいの小さい集落で1人生まれた、1人亡くなったとなると、機械的に変わったり、また改善したりということがあるので、あまりその数字にこだわる必要はないんだと思うんですけど。今のところ、そういう状況です。ですけど、よく言われるように限界集落となると限界なんだなあというイメージは、全くありません。65歳を過ぎてバンバン元気のいい人たちが多い集落が当然あるわけですので、それだけの判断ではありませんけど、以下、もう10歳若い55歳まで、このままいくと10年後には65歳以上の人がどのくらいになるだろうというところは、前回申し上げたように、相当数の集落であるということなので、色んな施策をやり、後ほど出てきます協働の仕組みとか色んなところで取り組んでいきたいというふうに思っています。

委員

前回のときに平均年齢も出せるんじゃないかということで、その資料の提出もお願いしていたのですが、いただいてないのですが、それは出したのでしょうか。

事務局

平均年齢というのは、地区ごとに・・・。

委員

その出し方は、色々、集落にそれぞれ10軒しかない集落もあるでしょうし、基礎資料としては、当然必要な資料でしょうから、一旦出して、何らかのかたちで、ここまで出したのであれば、示したほうがいいんじゃないかと思います。逆に本当であれば、例えば10年前とか5年前の各集落の平均年齢と今の平均年齢を比較すると、どういう状態になっているかも分かる人もいますし、先ほど言ったような社会的、色んなからみも出てくると思うんですね。例えば、新規で老人のデイサービスとかそういうところができると、お年寄りがたくさん転入してくるからその地区の平均年齢が、ガーと上がるという地区も当然あるんですけども、ある程度そういう基本的な数字というのは、示せないのですか。

事務局

合併前の旧市町村ごとの平成12年と17年の国勢調査のデータを基に、この資料を作っただけなので、集落ごとの構成みたいな膨大なデータから出してきたものでないので、ちょっとその辺が・・・。

事務局

今回配付したこれで、例えば平成17年、22年で、地区単位で0から14歳、いわゆる生産年齢と高齢者の分という区分けのほかに、更に詳しいのがほしいということですか。

委員

結局、この前も色々問題になった、例えば各集落の集会施設をその集落に移譲すると言いながらも、今言われたように限界集落のところもあるわけなんで、そこへ移譲してやるわけですね。仮にそこに集落施設があるとすれば、色んな施策のなかで集落に負荷が掛かっていくわけなので、その辺のところをある程度判断できるというか、見られるのが必要なんじゃないかなと思うんですけどね。いや、出すのはそんなに面倒ではないですよ。だって、住民情報にデータが全部入っているわけだから、単純に足してきて人数で割ればいいんです。

事務局

はい。担当課に相談してみます。

委員

算数的には非常に簡単です。自分が持っているデータの中で完結する、要は算数でしかないと思うんです。

事務局

そのの現在と何年後とか・・・。

委員

いや、それは別にしても今現在、どうだというのだけでも、やっぱり、見方が変わってくると思うんですよ。

事務局

はい。わかりました。

会長

現在のものがあれば、１０年後、それは大体予想がつきますからね。

委員

だから、結局、それがあって１０年後の・・・今のだと、自然増減だけです。ここに社会的な増減が入ってくるわけですよ。今、それで人口が大変だというわけじゃないですか。最終的に総合計画のなかでそういうのも加味して１０年後は何人ぐらいの人口になるんだというシミュレーション立てたときに、じゃあ今、この計画が終わって３年後に計画の見直しをするときに、今、３年後の人口を推計したのと、実際に３年後の人口がどのくらい違って、何が原因なのかというふうに検証すれば、それまでの施策が正しかったか、方向性がよかったかという検証を、私は簡単にできると思うんですよ。ある意味で言えば、何でこの人口は少なくなった、いっぱいになったというのは、そういう意味、そういう視点から見られるわけだから、私は出しておいても決して損じゃないと思うんですけどね。それを全部皆さんに渡すかどうかは別にしても、ある程度、地区ごと、もしくは地区のなかでも旧町村というか、山北地区には５つありますけど、そのレベルでも構わないので、出しておいて、決して役に立たない数字ではないと思います。そこから結局、社会増減を付加して、１０年後は何人になるんだというのを絶対、推計しなきゃいけないわけですから。いかがでしょうか。

事務局

はい。用意したいと思います。

5．次回の日程について

第9回委員会を9月14日（月）午後1：30から市役所5階第4会議室で開催。

6．閉会

（午後4：07 閉会）

以上、第8回行政改革推進委員会会議録の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成 21年 10月 1日

会 長 小 川 勲 印